

京都海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
京定第1号	田井水産有限会社	舞鶴市宇田井の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにカ、キ、ク、ケ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにコ、サ、シ、イ及びコの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分04.6秒、東経135度28分37.3秒 イ 北緯35度34分11.0秒、東経135度28分27.0秒 ウ 北緯35度34分55.0秒、東経135度28分45.0秒 エ 北緯35度34分55.1秒、東経135度28分47.1秒 オ 北緯35度34分47.0秒、東経135度29分06.0秒 カ 北緯35度33分56.8秒、東経135度28分53.9秒 キ 北緯35度33分32.7秒、東経135度29分05.1秒 ク 北緯35度33分31.7秒、東経135度29分02.5秒 ケ 北緯35度33分56.1秒、東経135度28分51.5秒 コ 北緯35度34分09.2秒、東経135度28分31.4秒 サ 北緯35度33分47.0秒、東経135度28分25.9秒 シ 北緯35度33分54.0秒、東経135度28分20.0秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	(1)カ、キ、ク、ケ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域への垣網の設置は12月1日から翌年2月末までとしなければならない。 (2)コ、サ、シ、イ及びコの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域への垣網の設置は1月1日から8月31日までとしなければならない。
京定第2号	田井水産有限会社	舞鶴市宇田井の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度35分49.6秒、東経135度28分51.9秒 イ 北緯35度36分01.8秒、東経135度29分03.5秒 ウ 北緯35度36分10.3秒、東経135度29分30.4秒 エ 北緯35度35分42.7秒、東経135度29分42.6秒 オ 北緯35度35分35.6秒、東経135度29分18.9秒 カ 北緯35度35分34.3秒、東経135度29分11.4秒 キ 北緯35度35分35.3秒、東経135度28分50.3秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし
京定第3号	有限会社成生水産	舞鶴市宇成生の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにキ、ク、ケ、コ及びキの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度35分16.4秒、東経135度27分31.0秒 イ 北緯35度35分24.8秒、東経135度27分45.9秒 ウ 北緯35度35分18.1秒、東経135度28分06.0秒 エ 北緯35度34分58.1秒、東経135度27分55.5秒 オ 北緯35度35分08.0秒、東経135度27分32.1秒 カ 北緯35度35分11.2秒、東経135度27分31.7秒 キ 北緯35度35分03.8秒、東経135度27分23.2秒 ク 北緯35度35分04.6秒、東経135度27分22.1秒 ケ 北緯35度35分09.7秒、東経135度27分27.3秒 コ 北緯35度35分09.0秒、東経135度27分28.4秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし
京定第4号	有限会社成生水産	舞鶴市宇成生の地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度35分48.9秒、東経135度27分42.0秒 イ 北緯35度35分54.4秒、東経135度27分48.2秒 ウ 北緯35度35分56.3秒、東経135度27分59.5秒 エ 北緯35度35分36.6秒、東経135度28分04.5秒 オ 北緯35度35分33.8秒、東経135度27分47.3秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし
京定第5号	株式会社野原水産	舞鶴市宇野原の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度35分26.8秒、東経135度26分03.4秒 イ 北緯35度35分34.2秒、東経135度25分49.1秒 ウ 北緯35度35分48.8秒、東経135度25分38.5秒 エ 北緯35度35分57.5秒、東経135度25分59.0秒 オ 北緯35度35分42.7秒、東経135度26分07.0秒 カ 北緯35度35分27.6秒、東経135度26分06.7秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
京定第6号	有限会社三嘉	舞鶴市宇三浜の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度33分32.3秒、東経135度22分34.4秒 イ 北緯35度33分45.0秒、東経135度22分24.1秒 ウ 北緯35度33分59.8秒、東経135度22分08.0秒 エ 北緯35度34分10.0秒、東経135度22分21.0秒 オ 北緯35度33分57.6秒、東経135度22分30.4秒 カ 北緯35度33分39.2秒、東経135度22分41.5秒		定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし
京定第7号	三共水産有限会社	舞鶴市宇千歳の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度33分08.7秒、東経135度20分47.5秒 イ 北緯35度33分32.7秒、東経135度20分35.3秒 ウ 北緯35度33分41.0秒、東経135度20分54.6秒 エ 北緯35度33分07.0秒、東経135度20分50.2秒		定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし
京定第8号	千共水産株式会社	舞鶴市宇千歳の地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度32分12.9秒、東経135度20分11.6秒 イ 北緯35度32分12.0秒、東経135度19分56.9秒 ウ 北緯35度32分21.9秒、東経135度19分57.7秒 エ 北緯35度32分18.9秒、東経135度20分12.8秒		定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし
京定第9号	栗田漁業生産組合	宮津市宇小田宿野の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度33分47.1秒、東経135度16分31.3秒 イ 北緯35度34分06.9秒、東経135度17分07.8秒 ウ 北緯35度33分52.1秒、東経135度17分19.9秒 エ 北緯35度33分32.3秒、東経135度16分43.5秒		定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし
京定第10号	栗田漁業生産組合	宮津市宇小田宿野の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分13.3秒、東経135度16分03.7秒 イ 北緯35度34分39.7秒、東経135度16分38.2秒 ウ 北緯35度34分24.6秒、東経135度16分49.7秒 エ 北緯35度33分58.3秒、東経135度16分15.3秒		定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし
京定第11号	栗田漁業生産組合	宮津市宇田井の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度35分28.1秒、東経135度15分27.8秒 イ 北緯35度35分28.7秒、東経135度16分15.0秒 ウ 北緯35度35分12.8秒、東経135度16分11.2秒 エ 北緯35度35分12.2秒、東経135度15分23.8秒		定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
京定第1 2号	栗田漁業生産組合	宮津市宇田井の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯35度35分57.1秒、東経135度15分24.7秒 イ 北緯35度35分59.0秒、東経135度15分58.8秒 ウ 北緯35度35分42.9秒、東経135度16分00.2秒 エ 北緯35度35分41.1秒、東経135度15分27.8秒		定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令和 10年12月31日	個別	－	なし
京定第1 3号	養老漁業株式会社	宮津市宇里波見の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯35度38分09.3秒、東経135度15分05.5秒 イ 北緯35度37分39.7秒、東経135度15分59.4秒 ウ 北緯35度37分26.6秒、東経135度15分51.5秒 エ 北緯35度37分54.9秒、東経135度14分59.7秒		定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令和 10年12月31日	個別	－	なし
京定第1 4号	養老漁業株式会社	宮津市宇長江の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯35度39分00.4秒、東経135度15分30.9秒 イ 北緯35度38分39.5秒、東経135度16分08.6秒 ウ 北緯35度38分26.7秒、東経135度15分56.9秒 エ 北緯35度38分48.8秒、東経135度15分20.0秒		定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令和 10年12月31日	個別	－	なし
京定第1 5号	養老漁業株式会社	宮津市宇長江の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯35度38分40.7秒、東経135度16分09.8秒 イ 北緯35度38分29.3秒、東経135度16分28.1秒 ウ 北緯35度38分17.7秒、東経135度16分17.5秒 エ 北緯35度38分28.7秒、東経135度15分58.8秒		定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令和 10年12月31日	個別	－	なし
京定第1 6号	伊根浦漁業株式会社	与謝郡伊根町宇亀島の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によ って囲まれた 区域 ア 北緯35度39分39.5秒、東経135度17分58.4秒 イ 北緯35度39分22.3秒、東経135度18分14.3秒 ウ 北緯35度39分11.0秒、東経135度17分46.4秒 エ 北緯35度39分34.9秒、東経135度17分41.5秒 オ 北緯35度39分38.1秒、東経135度17分56.2秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令和 10年12月31日	個別	－	なし
京定第1 7号	伊根浦漁業株式会社	与謝郡伊根町宇亀島の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ 線によって 囲まれた区域 ア 北緯35度39分18.5秒、東経135度18分05.2秒 イ 北緯35度39分04.8秒、東経135度18分19.1秒 ウ 北緯35度38分51.9秒、東経135度17分40.6秒 エ 北緯35度39分35.9秒、東経135度17分30.8秒 オ 北緯35度39分31.9秒、東経135度17分38.9秒 カ 北緯35度39分33.2秒、東経135度17分41.9秒 キ 北緯35度39分11.0秒、東経135度17分46.4秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令和 10年12月31日	個別	－	なし
京定第1 8号	伊根浦漁業株式会社	与謝郡伊根町宇亀島の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯35度40分16.4秒、東経135度18分02.2秒 イ 北緯35度40分16.7秒、東経135度18分41.9秒 ウ 北緯35度40分36.6秒、東経135度18分38.0秒 エ 北緯35度40分34.2秒、東経135度18分04.5秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令和 10年12月31日	個別	－	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
京定第19号	有限会社新井崎水産	与謝郡伊根町字新井の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度41分24.6秒、東経135度18分21.9秒 イ 北緯35度41分33.4秒、東経135度18分39.1秒 ウ 北緯35度41分25.7秒、東経135度19分02.2秒 エ 北緯35度41分07.7秒、東経135度18分53.0秒 オ 北緯35度41分19.4秒、東経135度18分18.0秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし
京定第20号	有限会社新井崎水産	与謝郡伊根町字新井の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度42分05.0秒、東経135度18分18.0秒 イ 北緯35度42分23.2秒、東経135度18分47.3秒 ウ 北緯35度42分07.4秒、東経135度19分01.2秒 エ 北緯35度41分49.0秒、東経135度18分31.8秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし
京定第21号	有限会社新井崎水産	与謝郡伊根町字本庄浜の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度43分57.7秒、東経135度17分07.7秒 イ 北緯35度44分08.1秒、東経135度17分40.4秒 ウ 北緯35度43分49.6秒、東経135度17分49.5秒 エ 北緯35度43分37.0秒、東経135度17分11.4秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし
京定第22号	蒲入水産株式会社	与謝郡伊根町字蒲入の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度45分33.7秒、東経135度15分23.5秒 イ 北緯35度45分46.1秒、東経135度15分54.2秒 ウ 北緯35度45分32.4秒、東経135度16分03.8秒 エ 北緯35度45分16.7秒、東経135度15分22.4秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし
京定第23号	蒲入水産株式会社	与謝郡伊根町字蒲入の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度45分48.8秒、東経135度14分44.2秒 イ 北緯35度46分14.5秒、東経135度15分12.7秒 ウ 北緯35度46分02.2秒、東経135度15分28.9秒 エ 北緯35度45分36.6秒、東経135度15分00.2秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし
京定第24号	浜詰漁業生産組合	京丹後市網野町浜詰の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分35.4秒、東経134度57分38.8秒 イ 北緯35度41分05.4秒、東経134度57分15.4秒 ウ 北緯35度41分16.3秒、東経134度57分31.2秒 エ 北緯35度40分42.7秒、東経134度57分50.1秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし
京定第25号	浜詰漁業生産組合	京丹後市網野町浜詰	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度41分05.4秒、東経134度57分15.4秒 イ 北緯35度41分25.6秒、東経134度56分54.5秒 ウ 北緯35度41分41.6秒、東経134度57分17.0秒 エ 北緯35度41分16.3秒、東経134度57分31.2秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし
京定第26号	湊漁業株式会社	京丹後市久美浜町湊宮の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度39分33.0秒、東経134度53分50.7秒 イ 北緯35度40分08.2秒、東経134度54分03.6秒 ウ 北緯35度40分06.2秒、東経134度54分35.1秒 エ 北緯35度39分31.8秒、東経134度54分23.8秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
京定第27号	湊漁業株式会社	京丹後市久美浜町湊宮の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分08.2秒、東経134度54分03.6秒 イ 北緯35度40分45.2秒、東経134度54分14.8秒 ウ 北緯35度40分45.2秒、東経134度54分24.4秒 エ 北緯35度40分37.7秒、東経134度54分22.4秒 オ 北緯35度40分37.7秒、東経134度54分45.0秒 カ 北緯35度40分06.2秒、東経134度54分35.1秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別	－	なし